

社援発0331第18号
平成27年3月31日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「共済事業実施組合に係る検査マニュアル」の一部改正について

今般、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第1号）の改正により、共済計理人の確認事項に「支払余力比率が共済の数理に基づき適当であるかどうか」が加えられたことに伴い、「共済事業実施組合に係る検査マニュアルの策定について」（平成20年9月3日社援発第0903011号本職通知）の別添「共済事業実施組合に係る検査マニュアル」の一部を別添のとおり改正することとしたので、通知する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。